

北上市介護保険指定地域密着型サービス事業者規則の一部を改正する規則

北上市介護保険指定地域密着型サービス事業者規則（平成18年北上市規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（指定の申請） 第2条 <u>法第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定による申請は、指定地域密着型サービス事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請書（様式第1号）により行うものとする。法第78条の12及び第115条の21において準用する法第70条の2の規定による更新についても、同様とする。</u> 2 <u>市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、北上市介護保険事業計画に適合する場合は事業者として指定し、指定地域密着型サービス事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者指定書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。指定をしないときは、申請者にその旨通知するものとする。</u> 3 <u>〔略〕</u> <u>（変更等の届出）</u> 第3条 <u>法第78条の5及び第115条の15の規定による届け出は</u>	（指定の申請） 第2条 <u>市長は、法第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、北上市介護保険事業計画に適合する場合は事業者として指定し、指定地域密着型サービス事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者指定書（別記様式）により申請者に通知するものとする。指定をしないときは、申請者にその旨を通知するものとする。</u> 2 <u>〔略〕</u> 3 <u>前2項の規定は、法第78条の12及び第115条の21において準用する法第70条の2第1項の規定による指定の更新について準用する。</u>

、施行規則第131条の13第1項に掲げる事項の変更に係るもの
のにあつては指定地域密着型サービス事業者・指定地域密着
型介護予防サービス事業者変更届出書（様式第3号）により
、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては指定地域
密着型サービス事業者・指定地域密着型介護予防サービス事
業者廃止・休止・再開届出書（様式第4号）により、それぞ
れ行うものとする。

（指定の辞退）

第4条 法第78条の8の規定による指定の辞退は、指定地域密
着型サービス事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業
者指定辞退届出書（様式第5号）により行うものとする。

（事業所情報の提供）

第5条 市長は、第2条から前条までの規定による指定又は届
出の受理（以下この条において「指定等」という。）をした
ときは、岩手県、岩手県国民健康保険団体連合会その他の機
関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、
次に掲げる事項を提供することができる。

(1) [略]

(2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並
びに代表者の氏名及び住所

(3) 指定年月日

（事業所情報の提供）

第3条 市長は、前条第1項に規定する指定、前条第3項に規
定する指定の更新又は法第78条の2の2第5項、第78条の各
項、第115条の12の2第5項及び第115条の15各項の規定に
よる届出若しくは施行規則第131条の13の2第1項の規定に
よる届出の受理（以下この条において「指定等」という。）
をしたときは、岩手県、岩手県国民健康保険団体連合会その
他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報の
うち、次に掲げる事項を提供することができる。

(1) [略]

(2) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所
在地並びに代表者の氏名及び住所

(3) 指定年月日、指定更新年月日及び指定有効期間満了日

(4)～(6) [略] (公示) <u>第6条</u> 法第78条の11及び第115条の20の規定による公示は、 <u>事業者に対する法第78条の11各号及び第115条の20各号の措置に係る事項のうち、次に掲げるものについて行うものとする。</u> (1) [略] <u>(2) 事業所の名称及び所在地</u> <u>(3) [略]</u> <u>(4) 指定、指定の辞退又は指定の取消しの年月日</u> <u>(5) サービスの種類</u> (補則) <u>第7条</u> [略]	(4)～(6) [略] <u>(7) その他市長が必要と認める事項</u> (公示) <u>第4条</u> 法第78条の11及び第115条の20の規定による公示は、 <u>施行規則第131条の14及び第140条の31に掲げる事項のほか、次に掲げるものについて行うものとする。</u> (1) [略] <u>(2) [略]</u> <u>(3) 指定、指定更新及び指定有効期間の満了、事業の廃止、指定の辞退又は指定の取消しの年月日</u> (補則) <u>第5条</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。 様式第1号を削り、様式第2号を次のように改める。	

別記様式（第2条関係）

北上市指令 第 号

所在地

名称及び代表者氏名

指定地域密着型サービス事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者指定書

年 月 日付けで申請のあった次の事業所について、指定地域密着型サービス事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者として指定します。

年 月 日

北上市長



	介護保険事業所番号	
事業所の名称		
事業所の所在地		
サービスの種類		
指定有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	

様式第 3 号から様式第 5 号までを削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。